

債務者・連帯債務者および連帯保証人は、証書等の印影を債務者・連帯債務者および連帯保証人の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引されたときは、証書等の印章について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は債務者・連帯債務者および連帯保証人の負担とし、証書等の記載文書にしたがって責任を負います。

第14条（手数料および保証料）

1. 本件保証に伴う基本手数料として保証会社所定の金額を支払います。なお、繰上げ返済した場合は返戻されないことに同意します。
2. 本件保証において、債務者・連帯債務者の申出に基づき保証会社が承諾し、保証条件が変更された場合は、条件変更手数料として保証会社所定の金額を支払います。
3. 保証料については、保証金額・保証期間に応じた額を保証会社所定の料率による計算・方法により支払います。また、保証期間（支払期間）を延長した場合も同様とします。
 - ①保証料一括払い方式の場合は、保証料を前払いします。
 - ②保証料分割払い方式の場合は、金融機関が債務者・連帯債務者の支払った利息および支払うべき利息の中から保証料を支払うことに同意します。

第15条（約款の変更）

1. 本約款の各条項その他の条件は、民法548条の4の定めに従い、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、保証会社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第16条（返戻保証料および繰上完済に伴う保証解約料）

1. 保証料一括払い方式の場合、債務者・連帯債務者が被保証債務を繰上げ完済した場合の返戻保証料は、保証会社所定の計算方法とし、繰上完済に伴う保証解約料および振込に要する所定の手数料を負担し、返戻保証料より差し引かれることに異議ありません。
2. 繰上完済に伴う保証解約料 保証料一括払い方式の場合、債務者・連帯債務者は、繰上完済に伴う保証解約料として返戻保証料の30%相当額または31,500円のいずれか大きい額を支払います。

なお、返戻保証料が31,500円に満たない場合は、返戻保証料の全額を保証解約料として支払います。

第17条（求償権の回収委託および譲渡）

1. 申込人等は、保証会社が必要と認めるときは保証会社の一切の債務の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託することに同意します。
2. 保証会社は将来、申込人等に対して有する債権を、第三者に譲渡もしくは担保に提供できるものとします。その場合、申込人等は、保証会社に対して相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。

第18条（第三者弁済）

債務者・連帯債務者および連帯保証人は、第三者による弁済申出があった場合に、債務者・連帯債務者および連帯保証人の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。

第19条（債務者情報の確認）

1. 連帯保証人は、債務者・連帯債務者から民法465条の10第1項に定める次の各号の情報の提供を受けたことを表明し、保証します。
 - ①財産および収支の状況
 - ②主たる債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および収支の状況
 - ③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとしているものがある時はその旨およびその内容
2. 債務者・連帯債務者は、連帯保証人に対して提供した前項各号の情報が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
3. 債務者・連帯債務者は、連帯保証人に対して提供した第1項各号の情報が真実かつ正確でなかったことにより、保証会社に損害が生じたときは、その責任を負うものとします。
4. 債務者・連帯債務者は、連帯保証人に対して提供した第1項各号の情報が真実かつ正確でなかった場合には、金融機関の請求により、債務者・連帯債務者が金融機関に対して負っているすべての債務の期限の利益を喪失するものとします。

以上